

税の申告はお済みですか 申告書の提出期限は3月15日(水)です

市県民税・所得税などの申告期限は、3月15日(水)です。期限が迫ると市役所や税務署の窓口は大変混雑します。早めに申告を済ませましょう。

なお、確定申告をご自身の手で作成していただく自書申告指導を行っていますので、ご協力をお願いします。

◆書類は整理してから

今年から老年者控除の廃止などにより申告会場にお見えになる方が大幅に増加し、期限近くには非常に混雑することが予想されます。医療費控除のある方や収支内訳書の作成をご希望の方はあらかじめ領収書等を整理し、合計額を出してからおいでください。なお、混雑の状況により、関係書類の整理が終わるまで順番をお待ちいただく場合もありますので、ご了承ください。

◆次の書類を忘れずに

国民健康保険税、国民年金、生命保険などの保険料や医療費などは所得控除の対象になります。申告の際には平成17年中に支払った領収書や支払証明書をお持ちください。

また、事業のために使用する土地や建物の固定資産税(都市計画税)は必要経費となります。昨年5月にお送りした納税通知書に添付されていた「課税資産の内訳」をお持ちください。

◆消費税の課税事業者が大幅に増えました

消費税法の改正により、平成15年分の課税売上高が1,000万円を超えていた個人事業者の方は消費税の申告が必要となりますので、注意してください。

また、今回の申告で課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は「消費税課税事業者届出書」等の提出が必要となります。

〈問い合わせ先〉

●市県民税の申告

市役所税務課(☎62-5321)
海上支所税務室(☎55-3113)
飯岡支所税務室(☎57-3114)
千潟支所税務室(☎68-1076)
●所得税の確定申告・消費税の届け出
銚子税務署(☎0479-22-1574)

税理士の無料相談

期 日	場 所
3月1日(水)・2日(木) 3日(金)・6日(月)	市役所南分館1階
3月1日(水)	海上支所2階会議室
3月1日(水)	飯岡支所2階会議室

※どの会場も時間は午前9時30分～正午、午後1時～3時30分です。

銚子税務署から

◆平成17年分の申告書の提出と納税の期限

対 象	期 限
所得税の確定申告	3月15日(水)
贈与税の申告	3月15日(水)
個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告	3月31日(金)

※申告書は、郵送または税務署の時間外収受箱に投函することでも、提出することができます。

◆納税には、便利な口座振替をご利用ください

平成17年確定申告分の口座振替日

- ・所得税 4月20日(木)
- ・個人事業者の消費税および地方消費税 4月27日(木)

※口座振替をご希望の方は、税務署の管理・徴収部門へお問い合わせください。

◆便利です 確定申告書等作成コーナー

国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)「確定申告書等作成コーナー」で、所得税・消費税等の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。パソコンで作成し印刷した申告書などは、そのまま税務署に提出することができますのでご利用ください。

〈問い合わせ先〉

〒288-8666 銚子市栄町2-1-1
銚子税務署(☎0479-22-1574)

旭市シルバー人材センターで 会員を募集

高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援しているシルバー人材センターでは、会員を募集しています。入会された方には年齢や技能に応じた仕事をしていただきます。

春に向け、一歩踏み出してみませんか。
〈入会要件〉
市内在住の方で、おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方ならどなたでも入会できます。

〈仕事の内容〉
専門的なことから草取りなどさまざまです。
〈入会に必要なもの〉
入会申込書(センターにあります)、写真(縦3cm×横2.5cm、2枚)、年会費2,400円、互助会費1,000円、本人名義の通帳

〈申し込み先〉

シルバー人材センターで随時受け付けています。午前8時30分から午後5時の間においでください。

〈問い合わせ先〉

旭市シルバー人材センター
☎60-11150

